

(2) 大阪府公立高校入学者選抜実施要項 ※昨年度の資料

第1. 全般的な事項

I アドミッションポリシー（求める生徒像）

アドミッションポリシーとは、高等学校が求める生徒像、期待する生徒の姿を示したものである。高等学校においては原則として、総合点等による選抜に加え、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料とし、アドミッションポリシー（求める生徒像）に基づく選抜を行う。

II 応募資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、

- ① 令和2年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
- ② 中学校を卒業した者
- ③ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

のいずれかであって、次の「1」又は「2」に該当する者とする。

- 1 全日制の課程、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制にあつては、
 - (1) 大阪府内（以下「府内」という。）の中学校卒業生（中学校卒業見込みの者を含む。以下同じ。）であつて、本人及び保護者（本人に対して親権を行う者であつて、原則として父母、父母のいずれかがない場合は父又は母、親権を行う者がいない場合は後見人。以下同じ。）の住所が府内にある者
 （注）住所とは、住民登録がされている居所をいう。以下同じ。
 - (2) 前項(1)以外の者のうち、「Ⅸ入学志願者の審査等」の定めにより、入学志願特別事情申告書又は当該高等学校を所管する教育委員会が交付した承認書を提出する者
- 2 多部制単位制Ⅲ部（クリエイティブスクール）、定時制の課程及び通信制の課程にあつては、
 - (1) 本人の住所又は勤務先が府内にある者
 - (2) 入学日までに勤務先が府内になることが確定している者
 - (3) (1)及び(2)以外の者のうち、「Ⅹ入学志願者の審査等」の定めにより、入学志願特別事情申告書を提出する者又は志願先高等学校長が志願することが適当であると認めた者

III 留意すべき事項等

- 1 特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜、自立支援選抜、大阪府立大学工業高等専門学校における学力検査による選抜、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）入学者選抜（以下「知的障がい高等支援職業学科選抜」という。）及び大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜における大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜（以下「共生推進教室選抜」という。）において併願はできない。
- 2 特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜、自立支援選抜、大阪府立大学工業高等専門学校における小論文と面接による特別選抜及び学力検査による選抜、知的障がい高等支援職業学科選抜及び共生推進教室選抜の合格者は、一般選抜に出願することができない。
 なお、高等学校長は特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜及び自立支援選抜の合格者の受験番号を府教育委員会を通じて速やかに中学校長に通知する。
- 3 特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜、自立支援選抜、大阪府立大学工業高等専門学校における小論文と面接による特別選抜及び学力検査による選抜、知的障がい高等支援職業学科選抜及び共生推進教室選抜の合格者は、大阪府立支援学校高等部入学者決定に出願している場合は、その受験資格を失う。また、一般選抜、二次選抜、自立支援補充選抜、大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科（本校）補充入学者選抜（以下「知的障がい高等支援職業学科補充選抜」という。）

及び大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学選抜における大阪府立高等学校に設置する共生推進教室補充入学選抜（以下「共生推進教室補充選抜」という。）の合格者は、大阪府立支援学校高等部に入学が決定している場合は、その入学資格を失う。

- 4 特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、日本語指導が必要な生徒選抜、自立支援選抜、一般選抜、大阪府立大学工業高等専門学校における小論文と面接による特別選抜及び学力検査による選抜、知的障がい高等支援職業学科選抜及び共生推進教室選抜の合格者は、二次選抜、自立支援補充選抜、知的障がい高等支援職業学科補充選抜及び共生推進教室補充選抜に出願することができない。
- 5 二次選抜、自立支援補充選抜、知的障がい高等支援職業学科補充選抜及び共生推進教室補充選抜において併願はできない。
- 6 入学志願書の提出後は、志願先高等学校及び学科等の変更を認めない。
- 7 入学志願書の提出後は、入学検定料及び書類は一切還付しない。

IV 入学志願者の審査等

1 入学志願特別事情申告書の提出を必要とする者

次の(1)又は(2)に該当する者は入学志願特別事情申告書（様式121）を作成し、出身中学校長の副申を得たうえで、出願時に志願先高等学校長に提出する。

なお、(2)イ及びウのいずれかに該当する者については、その事情を証明する資料を添付すること。

- (1) 全日制の課程、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制に入学を志願する者のうち、次の各項のいずれかに該当する者

ア 府内の中学校卒業者のうち、

(ア) 本人の住所が府内にあり、保護者のうち的一方（父又は母）の住所は府内にあるが、他の一方の住所が特別の事情により府内にない者

(イ) 本人の住所は府内にあるが、特別の事情により保護者の住所が府内にない者

(ウ) 本人は府内に居住しているが、特別の事情により住所が府内にない者

(エ) 「第3 大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学選抜」の「本人及び保護者の住所が能勢町又は豊能町にある者が志願できる選抜」を志願する者のうち、次の各項のいずれかに該当する者

a 本人の住所が能勢町又は豊能町にあり、保護者のうち的一方（父又は母）の住所は能勢町又は豊能町にあるが、他の一方の住所が特別の事情により能勢町又は豊能町にない者

b 本人の住所は能勢町又は豊能町にあるが、特別の事情により保護者の住所が能勢町又は豊能町にない者

c 本人は能勢町又は豊能町に居住しているが、特別の事情により住所が能勢町又は豊能町にない者

d 入学日までに、本人及び保護者が能勢町又は豊能町に転居することが確実な者

ただし、能勢分校への入学手続きをするため、本人及び保護者が能勢町又は豊能町に一時的に転居し、入学後、本人及び保護者が能勢町外及び豊能町外に再び転居することが予定されている場合は除く。

(注) dについては、能勢分校に入学した場合、転居後の住民票の写し又はこれに代わる証明書（本人及び保護者）を当該高等学校長に提出すること。

イ 他府県の中学校卒業者のうち、本人の住所が府内にあり、保護者のうちの少なくとも一方の住所が府内にある者

- (2) 定時制の課程又は通信制の課程に入学を志願する者については、「Ⅲ 応募資格」の2(1)又は(2)に該当しない者のうち次の各項のいずれかに該当する者

ア 本人は府内に居住しているが、特別の事情により住所が府内にない者

イ 本人の住所が入学日までに府内になることが確実な者

ただし、高等学校への入学手続きをするため本人が府内に一時的に転居し、入学後、府外に再び転

居ることが予定されている場合は除く。

ウ その他特別な事情のある者

2 教育委員会の承認書の提出を必要とする者

教育委員会の承認書の提出を必要とする者の取扱いについては、以下によるものとする。なお、詳細については別に定め、令和元年年11月に大阪府教育委員会のWebページにて公表する。ただし、秋季選抜については、令和2年7月に公表する。

(1) 対象者

全日制の課程、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制に入学を志願する者のうち、次の各項のいずれかに該当する者は、志願先高等学校を所管する教育委員会の審査を経て、承認書の交付を受けたうえで、出願時に志願先高等学校長に提出する。

ただし、高等学校へ入学手続きをするため本人及び保護者が府内に一時的に転居し、入学後、本人及び保護者が府外に再び転居することが予定されている場合は、承認書の交付を申請することはできない。

ア 府内の中学校卒業生、他府県の中学校卒業生並びに外国において中学校に相当する学校を卒業した者又は令和2年3月までに卒業する見込みの者のうち、本人及び保護者の住所が入学日までに府内になることが確実な者

イ 本人及び保護者の住所が近隣府県にあって、地形及び交通機関等の関係上、その府県の高等学校（国公立のすべての高等学校をさす。）に通学することがはなはだしく困難であるか又はその府県に志望する学科が設置されていない場合で、府内の高等学校にその住所から通学できる者

ウ 芸能文化科を志願する者において、他府県の中学校卒業生又は府内中学校卒業生で本人の住所が他府県にあって、当該学科を設置している高等学校に保護者又は保護者代理（保護者の代わりに本人を養育する者）のもとから通学可能である者

エ その他特別な事情のある者

(2) 提出書類

審査を希望する者は、次の書類を持参する。

ア 大阪府公立高等学校応募資格審査申請書

イ 大阪府内の転居予定先についての住居関係書類

ウ 帰国生選抜に志願する者は、外国の在留期間及び帰国時期を証明する資料

エ 日本語指導が必要な生徒選抜に志願する者は、中国等から帰国又は入国した時期並びに編入学した時期及び学年を証明する資料

オ その他、教育委員会において必要と認めた証明書又は資料

(3) 審査期間

審査期間は、令和2年1月19日（日）、26日（日）、30日（木）及び31日（金）の午前10時から午後4時まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）とする。ただし、秋季選抜については、令和2年8月31日（月）の午前10時から午後4時までとする。

なお、原則として(2)エ及びオの提出が必要な者については、審査に係る事前相談を行う。事前相談期間は、令和元年12月12日（木）から12月20日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）の午前10時から午後4時（午後0時15分から午後1時を除く。）とする。ただし、秋季選抜については、令和2年8月17日（月）の午前10時から午後4時までとする。

また、この期間内に事前相談又は審査を受けることができなかった者について、高等学校を設置する教育委員会が事情やむを得ないと認めた場合は特に事前相談又は審査をすることがある。

(4) 承認書の交付 審査の結果、書類に不備がなく志願することが適当であると認めた者に対しては、承認書を交付する。

V 自己申告書

1 自己申告書（様式111＜特別・能勢分校・帰国生・一般・二次・秋季選抜用＞）

特別選抜、能勢分校選抜、帰国生選抜、一般選抜、二次選抜、秋季選抜の志願者は、次のテーマについて記載し、出願時に提出する。

なお、原則として、志願者の自筆とする。

高等学校長は自己申告書をアドミッションポリシー（求める生徒像）に基づく選抜を行う際の資料とする。ただし面接を実施する選抜においては、面接の参考資料とする。

なお、合格者の自己申告書を、入学後の指導の資料として活用することができるものとする。

【テーマ】

あなたは、中学校等の生活（あるいはこれまでの人生）でどんな経験をし、何を学びましたか。また、それを高等学校でどのように生かしたいと思いますか。できるだけ具体的に記述してください。

2 自己申告書（様式112 ＜自立支援・自立支援補充選抜用＞）

自立支援選抜、自立支援補充選抜の志願者は、様式中の各項目について記載し、出願時に提出する。

なお、自己申告書は原則として志願者の自筆とするが、志願者が保護者等と相談のうえ、他の者が記入してもよい。

高等学校長は自己申告書を、面接の参考資料とする。

VI 受験上の配慮について

障がいのある生徒や日本語指導が必要な帰国生徒等に対する入学者選抜における受験上の配慮については、別に定める。

VII 英語資格（外部検定）の活用

学力検査「英語」において、外部機関が認証した英語力判定テスト（TOEFL iBT、IELTS及び実用英語技能検定（英検）を対象とする。）のスコア等（以下「スコア等」という。）を活用する。活用に当たり、府教育委員会はスコア等に応じた読み替え率を定め、この読み替え率により換算した点数と英語の学力検査の点数を比較し、高い方の点数を当該受験者の英語の学力検査の成績とする。

英語資格（外部検定）を活用する志願者は、スコア等を証明する証明書の写しを、出願時に志願先高等学校長に提出する。その際、中学校長は証明書の写しが原本と相違ないことを証明すること。

なお、英語資格（外部検定）の活用については、「基礎的問題」「標準的問題」「発展的問題」のすべての検査問題を対象とする。

＜読み替え率＞

TOEFL iBT	IELTS	実用英語技能検定	読み替え率
60点～120点	6.0～9.0	準1級・1級	100%
50点～59点	5.5	（対応無し）	90%
40点～49点	5.0	2級	80%

VIII 追検査

追検査を受験することのできる者は、一般選抜に出願した志願者のうち、学力検査等の当日に出席停止の扱いが定められている感染症（学校保健安全法施行規則第十九条において出席停止の扱いが定められている感染症。ただし、同規則第十八条第三号にある「その他の感染症」は除く。以下「感染症」という。）に罹患しており、当日すべての検査を受験しなかった者とする。（検査を一部でも受験した者は対象としない。）

1 検査の種類等

- (1) 追学力検査、追小論文及び追面接の3種類の検査方法を設ける。
 (2) 全日制の課程に志願した者、平成11年4月2日以降に生まれた者で定時制の課程に志願した者並びに平成11年4月1日までに生まれた者で定時制の課程に志願した際に「学力検査と面接による選抜」を申告した者の検査方法は追学力検査とする。

平成11年4月1日までに生まれた者で定時制の課程に志願した際に「小論文と面接による選抜」を申告した者の検査方法は追小論文とする。

通信制の課程に志願した者の検査方法は追面接とする。

2 追学力検査による判定

(1) 出 願

ア 出願期日及び出願時間は、3月12日(木)の午後3時から午後5時までとする。

イ 志願者は、下記の書類を、志願先高等学校長に提出する。ただし、出願場所は(2)のとおりとする。

(郵送は認めない。)

なお、提出時には、一般選抜の志願先高等学校の受験票を提示すること。

(ア) 追検査受験願(様式104)

(イ) 学力検査当日に感染症に罹患していたことを証明する書類

(2) 出願場所

出願受付は、以下により行う。

一般選抜の志願先高等学校	出願場所
大阪府立の高等学校	大阪府教育委員会が別に定める場所
大阪市立の高等学校	大阪役所3階教育委員会事務局第2会議室
堺市立堺高等学校	堺市役所高層館11階
東大阪市立日新高等学校	東大阪市立日新高等学校
岸和田市立産業高等学校	岸和田市立産業高等学校

(3) 検査の実施

追学力検査は、3月17日(火)午前9時30分から国語、数学及び英語について以下の場所において行う。

なお、英語の追学力検査にはリスニングテストを含まない。

追学力検査で使用する問題は、一般選抜において志願先高等学校長が選択し、高等学校を所管する教育委員会において決定した問題の種類に応じて、一般選抜で「基礎的問題」又は「標準的問題」と決定した場合は「基礎的・標準的問題」とし、一般選抜で「発展的問題」と決定した場合は「発展的問題」とする。

一般選抜の志願先高等学校	検査場所
大阪府立の高等学校	大阪府立大手前高等学校
大阪市立の高等学校	大阪市内中央高等学校
堺市立堺高等学校	堺市立堺高等学校
東大阪市立日新高等学校	東大阪市立日新高等学校
岸和田市立産業高等学校	岸和田市立産業高等学校

(4) 合格者の決定

合格者の決定に当たっては、追学力検査の成績、調査書及び自己申告書をもとに総合判定する。ただし、全日制の課程普通科単位制高等学校及び全日制の課程総合学科(クリエイティブスクール)において「学力検査と面接による選抜」を申告した志願者並びに定時制の課程において、平成11年4月1日までに生まれた者のうち、「学力検査と面接による選抜」を申告した志願者については、追学力

検査の成績及び自己申告書をもとに総合判定する。

複数の学科等を設置している高等学校における合格者の決定に当たっては、当該志願者が志望する各学科等について、志望する学科等の順に判定を行う。

なお、一般選抜の合格者数が各学科等の募集人員を満たしている高等学校においては、募集人員を超えて合格者を決定することができる。また、一般選抜の合格者数が各学科等の募集人員を満たしていない高等学校においては、募集人員を満たすように合格者を決定した後、募集人員を超えて合格者を決定することができる。

3 追小論文による判定

(1) 出 願

出願については、「2」の(1)による。

(2) 検査の実施

追小論文は、3月17日(火)午前9時30分から以下の場所において行う。

一般選抜の志願先高等学校	検査場所
大阪府立の高等学校	大阪府立大手前高等学校
大阪市立の高等学校	大阪市立中央高等学校
堺市立堺高等学校	堺市立堺高等学校
岸和田市立産業高等学校	岸和田市立産業高等学校

(3) 合格者の決定

合格者の決定に当たっては、追小論文及び自己申告書の評価を組み合わせる総合判定する。複数の学科等を設置している高等学校における合格者の決定に当たっては、当該志願者が志望する各学科について、志望する学科等の順に判定を行う。

なお、一般選抜の合格者数が各学科等の募集人員を満たしている高等学校においては、募集人員を超えて合格者を決定することができる。また、一般選抜の合格者数が各学科等の募集人員を満たしていない高等学校においては、募集人員を満たすように合格者を決定した後、募集人員を超えて合格者を決定することができる。

4 追面接による判定

(1) 出 願

出願については、「2」の(1)による。

(2) 検査の実施

追面接は、自己申告書に基づき、3月17日(火)午後1時から大阪府立桃谷高等学校において行う。

(3) 合格者の決定

平成11年4月2日以降に生まれた者については、調査書及び追面接の評価を組み合わせる総合判定する。平成11年4月1日までに生まれた者については、追面接の評価により判定する。その際、志願者が複数の部を志願している場合は、当該志願者が志望する各部について、志望する部の順に判定を行う。

なお、一般選抜の合格者数が募集人員を満たしている部においては、募集人員を超えて合格者を決定することができる。また、一般選抜の合格者数が募集人員を満たしていない部においては、募集人員を満たすように合格者を決定した後、募集人員を超えて合格者を決定することができる。

5 その他

高等学校長は、志願者数が募集人員を超過すると否とにかかわらず、「2」の(4)、「3」の(3)、「4」の(3)及び次の要領により入学者の選抜を行う。

(1) 高等学校長は、選抜のための補助機関として選抜委員会を組織し、厳正で円滑な選抜事務の遂行を図る。

(2) 合格者の決定に当たって、「2」の(4)、「3」の(3)、「4」の(3)に従うことが実際にはなはだ

しく困難な場合は、高等学校長は、所管の教育委員会の承認を受けてこれを変更することができる。

6 合格者の発表

合格者の発表は、下記のとおり各高等学校において行う。ただし、追検査出願時に発行した受験番号による発表とし、一般選抜の受験番号での発表は行わない。通信制の課程の合格者の発表は、当該高等学校において行うとともに、3月19日(木)以降、本人に通知する。

全日制の課程	3月19日(木) 午前10時
定時制の課程	3月19日(木) 午後2時
通信制の課程	3月19日(木) 午後2時

第2 特別入学者選抜

I 全日制の課程専門学科(工業に関する学科(建築デザイン科、インテリアデザイン科、プロダクトデザイン科、映像デザイン科、ビジュアルデザイン科及びデザインシステム科)、グローバル探究科、美術科、体育に関する学科、芸能文化科、演劇科、音楽科及び総合造形科)

1 出 願

(1) 出願は、1校1学科に限る。

ただし、募集人員を複数の学科ごとに設定している学校においては、他の1学科を第2志望とすることができる。

(2) 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

ア 音楽科

2月4日	火	午前9時～午後4時
2月5日	水	

イ 音楽科以外の学科

2月14日	金	午前9時～午後4時
2月17日	月	

(3) 志願者は、下記の書類等を志願先高等学校長に提出する。(郵送は認めない。)

ただし、大阪市立水都国際高等学校の出願手続きは、大阪市役所地下1階11共通会議室において行う。

ア 入学志願書

イ 自己申告書(原則として、志願者の自筆とする。鉛筆書き可。)

ウ 入学検定料

(ア) 府立の高等学校への志願者については、府立学校用の納付書(府立全日制用)により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料 2,200円をあらかじめ納入し、領収印が押印された入学検定料納付証明書(入学志願書貼付用)を入学志願書の裏面の「1 大阪府立の高等学校に出願する場合」の貼付欄にはりつけて提出する。

(イ) 大阪市立の高等学校への志願者については、大阪市立学校用の納付書(大阪市立全日制用)により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料 2,200円をあらかじめ納入し、領収印が押印された納付証明書(入学志願書貼付用)を入学志願書の裏面の「2 大阪市立の高等学校に出願する場合」の貼付欄にはりつけて提出する。

(ウ) 岸和田市立の高等学校への志願者については、出願時に当該高等学校において入学検定料2,200円を現金で納入する。

エ (英語資格(外部検定)を活用する志願者のみ)

スコア等を証明する証明書の写し(中学校長が原本と相違ないことを証明したもの)

オ (海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いを希望する志願者のみ)

海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いに係る申請書の写し及び承認書

カ (過年度卒業者のみ)

本人及び保護者(両親のある場合は両親とも)の住民票の写し又はこれに代わる証明書

- キ 「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(2)に該当する者
入学志願特別事情申告書(様式121)
- ク 「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(3)に該当する者
教育委員会の承認書及びその関係書類
- ケ (府立夕陽丘高等学校の音楽科志願者のみ)
専攻及び受験曲名等の申告票(平成31年度)(様式7)
なお、管楽器及び打楽器の課題bについては、申告票とともに楽譜(写し)[大きさはA4判]
を1部提出する。

2 学力検査等

選抜のための学力検査等として、学力検査及び実技検査を行う。

(1) 学力検査

- ア 学力検査は、2月20日(木)午前8時50分から行う。
- イ 学力検査の問題は、国語、社会、数学、理科、英語の5教科。各教科40分。(英語は別にリスニング15分)、各45点(225点満点)
なお、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。
また、国語、数学及び英語の学力検査については、「基礎的問題」と「標準的問題」の2種類の問題を作成する。ただし、リスニングテストは同一問題とする。

(2) 実技検査

実技検査を実施する学科、検査内容、検査種目及び検査日は次のとおりとし、当該学科の入学者選抜を実施する高等学校の校長が、当該高等学校において行う。

学 科 名	検 査 内 容	検 査 種 目	検 査 日
工業に関する学科(建築デザイン科、インテリアデザイン科、プロダクトデザイン科、映像デザイン科、ビジュアルデザイン科及びデザインシステム科)、美術科及び総合造形科	美術に関する基礎的な描写力及び総合的な表現力	基礎的描写 ----- 総合的表現	2月21日 (金)
グローバル探究科	英語に関する技能のうち、「読む」「聴く」「話す」の総合的な運用能力	英文の音読 ----- 英語による口頭試問	2月21日 (金)
体育に関する学科	運動に関する基礎的な能力及び希望する検査種目における技能	運動能力 ----- 運動技能	2月21日 (金)
芸能文化科	芸能文化に関する基礎的な表現力及び探究力	朗読 ----- 口頭試問	2月21日 (金)
演劇科	演技に関する基礎的な表現力	身体表現 ----- 歌唱表現	2月21日 (金)
音楽科	音楽に関する基礎的な視唱力・聴取力及び希望する専攻実技における表現力	視唱 ----- 専攻実技 ----- 聴音	2月16日 (日) ----- 2月20日 (木)

(注) グローバル探究科、体育に関する学科、芸能文化科、演劇科及び音楽科の実技検査については、9月13日に発表した「令和2年大阪府公立高等学校入学者選抜〔実技検査内容〕について」を参照のこと。

3 入学者の選抜

選抜に当たっては、学力検査及び実技検査の成績に、調査書中の必修の全教科の評定を加えた総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

なお、総合点の算出に当たっては、次のように行う。

- ア 学力検査の各教科の成績を合計する。(225点満点)

イ 調査書中の各教科の評定を合計する。その際、第3学年の評定を3倍する。(225点満点)

ウ ア及びイで算出した点数に、次のIからVの5つのタイプ(大阪市立の高等学校は、IからIXの9つのタイプ)で示された倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を所管する教育委員会が決定した倍率をそれぞれかけて合計する。

学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ	学力検査の成績にかける倍率	調査書の評定にかける倍率
I	1.4倍	0.6倍
II	1.2倍	0.8倍
III	1.0倍	1.0倍
IV	0.8倍	1.2倍
V	0.6倍	1.4倍
VI	1.8倍	0.2倍
VII	1.6倍	0.4倍
VIII	0.4倍	1.6倍
IX	0.2倍	1.8倍

エ ウで算出した点数に、実技検査の成績を加え、総合点とする。

(4) 合格者の決定に当たっては、次のように行う。

ア 総合点の高い者から、募集人員の110%に当たる者までを(I)群とする。

イ (I)群において、総合点の高い者から募集人員の90%に当たる者までを合格とし、残りの者を(II)群(ボーダーゾーン)とする。

ウ ボーダーゾーンの中から、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として、その高等学校のアドミッションポリシー(求める生徒像)に極めて合致する者を優先的に合格とする。

エ ウによる合格者が募集人員を満たさない場合は、総合点の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。

(5) 複数の学科を設置している高等学校における各学科の合格者の決定は、次のように行う。

ア すべての受験者を、第1志望の学科に関係なく総合点の高い者から順に並べる。

イ 総合点の高い者から順に、第1志望の学科に振り分ける。

ウ イにおいて各学科の募集人員の110%に当たる人数に先に達した学科について、(4)の手順により合格者を決定する。

エ すでに合格となった者及びウにおいて選抜を行った学科のみを志望している者を除き、ア、イ、ウの手順を繰り返し、各学科の合格者を決定する。

ただし、イにおいて、第1志望の学科にすでに不合格となり、他の学科を第2志望としていた者については、第2志望の学科を第1志望として扱う。

4 合格者の発表

合格者の発表は、3月2日(月)午後2時に各高等学校において行う。

II 全日制の課程総合学科(エンパワメントスクール)

1 出願

(1) 出願は、1校に限る。

(2) 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

2月14日	金	午前9時～午後4時
2月17日	月	

(3) 志願者は、下記の書類等を志願先高等学校長に提出する。(郵送は認めない。)

ア 入学志願書 イ 自己申告書(原則として、志願者の自筆とする。鉛筆書き可。)

ウ 入学検定料 全日制の課程専門学科の府立学校用と同じ。

エ（英語資格（外部検定）を活用する志願者のみ）

スコア等を証明する証明書の写し（中学校長が原本と相違ないことを証明したもの）

※「海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている者」、「過年度卒業
者」、「『「第1 一般的な事項』の『Ⅲ 応募資格』の1(2)および1(3)に該当する者」について
は、「第2 特別入学者選抜」「I 全日制の課程専門学科」「1 出願」(3)オ・カ・キ・クを参照のこ
と。

2 学力検査等

選抜のための学力検査等として、学力検査及び面接を行う。

- (1) 学力検査：2月20日（木）午前8時50分 面接：2月21日（金）午前8時50分
- (2) 学力検査の問題は、全日制の課程専門学科と同じ。
- (3) 面接は、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録に基づいて、集団面接で行う。

3 入学者の選抜

(1)合格者の決定に当たっては、次のように行う。

ア 選抜の第一手順として、国語、数学及び英語の学力検査の成績において、府教育委員会が別に定め
る基準に達した者の中から、面接の評価、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として、
その高等学校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に最も適合する者から順に合格とする。

その際、面接、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録の評価の比率については、2：1：1と
し、それぞれの評価を合わせて、総合判定する。

なお、第一手順による選抜における合格者数については、募集人員の50%を上限とする。

イ 第一手順における合格者を除いた者の中から、選抜の第二手順として、学力検査の成績に、調査書
中の必修の全教科の評定を加えた総合点の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。

なお、総合点の算出に当たっては、次のように行う。

- (ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。（225点満点）
- (イ) 調査書中の各教科の評定を合計する。その際、第3学年の評定を3倍する。（225点満点）
- (ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、5つのタイプで示された倍率の中からあらかじめ各高等学
校長が選択し、府教育委員会が決定した倍率をそれぞれかけて合計する。

学力検査の成績及び調査書の評定に かける倍率のタイプ	学力検査の成績にかける 倍率	調査書の評定にかける 倍率
I	1. 4倍	0. 6倍
II	1. 2倍	0. 8倍
III	1. 0倍	1. 0倍
IV	0. 8倍	1. 2倍
V	0. 6倍	1. 4倍

4 合格者の発表 全日制の課程専門学科と同じ。

Ⅲ 多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制

1 選抜の種類等

- (1) 「学力検査・面接と調査書による選抜」と「学力検査と面接による選抜」（調査書を要しない選抜）
の2種類の選抜方法を設ける。
- (2) 令和2年3月に中学校を卒業する見込みの者についての選抜方法は、「学力検査・面接と調査書による選抜」とする。また、過年度卒業生についての選抜方法は、「学力検査・面接と調査書による選抜」
又は「学力検査と面接による選抜」のうちいずれか一方とし、志願者は出願時に選抜方法を申告する

ものとする。

(3) 合格者の決定に当たっては、次のように行う。

- ア すべての学科等の募集人員を合計した人数を、「学力検査・面接と調査書による選抜」のすべての学科等の受験者数の合計と「学力検査と面接による選抜」のすべての学科等の受験者数の合計の比に配分し、「学力検査と面接による選抜」の合格予定者数を決定する。
- イ アで決定した「学力検査と面接による選抜」の合格予定者数を、この選抜における各学科等の第1志望の受験者数の比に配分し、「学力検査と面接による選抜」における各学科等の合格予定者数を決定する。
- ウ 各学科等の「学力検査と面接による選抜」における合格者を、イで決定した合格予定者数を上限として決定する。
- エ 各学科等の「学力検査・面接と調査書による選抜」の合格予定者数は、各学科等の募集人員から、各学科等の「学力検査と面接による選抜」の合格者数を除いたものとする。
- オ 各学科等の「学力検査・面接と調査書による選抜」における合格者を、エで決定した合格予定者数を満たすよう決定する。

2 学力検査・面接と調査書による選抜

(1) 出 願

ア 出願は、1校1学科等に限る。

ただし、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）は他の1部を、昼夜間単位制は、他の1学科を第2志望とすることができる。

イ 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

2月14日	金	午前9時～午後4時
2月17日	月	

ウ 志願者は、下記の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

- (ア) 入学志願書 (イ) 自己申告書（原則として、志願者の自筆とする。鉛筆書き可。）
- (ウ) 入学検定料

多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）への志願者については、府立学校用の納付書（府立定時制、多部制単位制Ⅰ・Ⅱ部、多部制単位制Ⅲ部用）により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料 950円をあらかじめ納入し、納付証明書を貼付欄にはりつけて提出する。

昼夜間単位制への志願者については、大阪市立学校用の納付書（大阪市立定時制用）により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料 950円をあらかじめ納入し、貼付欄にはりつけて提出する。

(エ)（英語資格（外部検定）を活用する志願者のみ）

スコア等を証明する証明書の写し（中学校長が原本と相違ないことを証明したもの）

※「海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている者」、「過年度卒業生」、「『「第1 全般的な事項」の『Ⅳ 応募資格』の1(2)および1(3)に該当する者』については、「第2 特別入学者選抜」「Ⅰ 全日制の課程専門学科」「1 出願」(3)オ・カ・キ・クを参照のこと。

(2) 学力検査等 全日制の課程総合学科と同じ。

(3) 入学者の選抜

ア 選抜の資料は、調査書、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書とする。

イ 合格者の決定に当たっては、次のように行う。

- (ア) 各学科等の選抜の第一手順として、国語、数学及び英語の学力検査の成績において、府教育委員会が別に定める基準に達した者の中から、面接の評価、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として、各学科等を第1志望としている者を対象に、その高等学校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に最も適合する者から順に合格とする。

その際、面接、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録の評価の比率については、2 : 1 : 1とし、それぞれの評価を合わせて、総合判定する。

なお、第一手順による選抜における合格者数については、「1」の(3)エにより定めた各学科等の合格予定者数の50%を上限とする。

(イ) 第一手順における合格者を除いた者の中から、選抜の第二手順として、学力検査の成績に、調査書中の必修の全教科の評定を加えた総合点を資料とし「1」の(3)エにより定めた各学科等の合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。(総合点の算出は全日制の課程総合学科と同じ。)各学科等の合格者の決定は、次のように行う。

(a) 第一手順における合格者を除いた受験者を、第1志望の学科等に関係なく総合点の高い者から順に並べる。

(b) 総合点の高い者から順に、第1志望の学科等に振り分ける。

(c) (b)において第一手順での合格者を含めた人数が、「1」の(3)エにより定めた各学科等の合格予定者数に当たる人数に先に達した学科等について、総合点の高い者から順に「1」の(3)エにより定めた合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。

(d) すでに合格となった者及び(c)において選抜を行った学科等のみを志望している者を除いたすべての受験者を、総合点の高い者から順に並べる。

(e) (c)において合格者を決定しなかった学科等について、総合点の高い者から順に「1」の(3)エにより定めた合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。

3 学力検査と面接による選抜 → 紙面の都合で省きます(中学校に問い合わせてください)

4 合格者の発表 全日制の課程専門学科と同じ。

第3 大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜

I 出 願

全日制の課程総合学科と同じ。

II 学力検査等

全日制の課程総合学科と同じ。ただし、面接は個人面接。

III 入学者の選抜 「府内全域選抜」

高等学校長は、次の要領により入学者の選抜を行う。

(1) 選抜の資料は、調査書、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書とする。

(2) 選抜に当たっては、学力検査の成績に、調査書中の必修の全教科の評定、面接の評価を点数化したもの、自己申告書の評価を点数化したもの及び調査書中の活動/行動の記録の評価を点数化したものを加えた総合点の高い者から順に募集人員を満たすよう、合格者を決定する。

なお、総合点の算出に当たっては、次のように行う。

ア 学力検査の各教科の成績を合計した点数を3で除したものを7倍する。(525点満点)

イ 調査書中の各教科の評定を合計する。その際、第3学年の評定を3倍する。(225点満点)

ウ 面接の成績(18点満点)、自己申告書の成績(9点満点)及び調査書中の活動/行動の記録の成績(9点満点)を合計した点数を36で除したものを300倍する。(300点満点)

エ ア、イ及びウで算出した点数を合計する。(1,050点満点)

(3) 「能勢・豊能地域選抜」において合格者数が募集人員を下回る場合については、本選抜方法により合格となっていない受験者の中から、当該選抜方法による募集人員を満たすよう合格者を決定する。

第4 海外から帰国した生徒の入学者選抜

I 出 願

1 出願は、1校1学科に限る。

- 2 出願期日及び出願時間は、全日制の課程総合学科と同じ。
 - 3 志願者は、下記の書類等を志願先高等学校長に提出する。(郵送は認めない。)
 - (1) 入学志願書 (2) 自己申告書(原則として、志願者の自筆とする。鉛筆書き可。)
 - (3) 外国の在留期間及び帰国時期を証明する資料
 - (4) 入学検定料 全日制の課程専門学科と同じ。
 - (5) (英語資格(外部検定)を活用する志願者のみ)
 - スコア等を証明する証明書の写し(中学校長が原本と相違ないことを証明したもの)
- ※「過年度卒業者」、「『「第1 一般的な事項」の『Ⅲ 応募資格』の1(2)及び1(3)に該当する者』については、「第2 特別入学者選抜」「I 全日制の課程専門学科」「1 出願」(3)オ・カ・キ・クを参照。

II 学力検査等

- 1 学力検査等は、2月20日(木)午前8時50分から行う。
- 2 学力検査の問題は、数学及び英語について、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主眼として、府教育委員会が作成する。なお、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。
また、数学及び英語の学力検査については、「標準的問題」で実施する。
- 3 面接は、自己申告書に基づき、日本語による個人面接で行う。
- 4 受験者が希望する英和辞典以外の和訳辞書1冊の持ち込みを可能とする。(例：中日辞典)
- 5 学力検査は、数学・英語とも40分、リスニングテストは別に15分とする。

III 入学者の選抜

- 1 選抜の資料は、学力検査の成績及び面接の評価とする。
- 2 合格者の決定に当たっては、学力検査の成績及び面接の評価を組み合わせる総合判定する。

IV 合格者の発表 全日制の課程専門学科と同じ。

第5 日本語指導が必要な帰国生徒及び外国人生徒入学者選抜

日本語指導が必要な生徒選抜に志願することのできる者は、「第1 一般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1に該当する者のうち、原則として、中国等から帰国した者又は外国籍を有する者で、小学校第4学年以上の学年に編入学した者その他特別の事情があり府教育委員会が本選抜に志願することが適当であると認めた者とする。

I 出 願

- 1 出願は、1校1学科に限る。
 - 2 出願期日及び出願時間は、全日制の課程総合学科と同じ。
 - 3 志願者は、下記の書類等を志願先高等学校長に提出する。(郵送は認めない。)
 - (1) 入学志願書
 - (2) 日本語指導が必要な生徒選抜への出願資格に係る申請書の写し及び承認書
日本語指導が必要な生徒選抜に志願する者は、府教育委員会の審査を経て当該選抜への出願資格に係る承認書の交付を受けたうえで、審査時に提出した申請書の写しと併せて、交付された承認書を出願時に志願先高等学校長に提出する。(申請時期及び申請方法については、別に定める。)
 - (3) 入学検定料 全日制の課程専門学科と同じ。
 - (4) (英語資格(外部検定)を活用する志願者のみ)
 - スコア等を証明する証明書の写し(中学校長が原本と相違ないことを証明したもの)
- ※「過年度卒業者」、「『「第1 一般的な事項」の『Ⅲ 応募資格』の1(2)及び1(3)に該当する者』については、「第2 特別入学者選抜」「I 全日制の課程専門学科」「1 出願」(3)オ・カ・キ・クを参照のこと。

II 学力検査等

選抜のための学力検査等として、学力検査及び作文を行う。

- 1 学力検査等は、2月20日(木)午前8時50分から行う。
- 2 学力検査の問題は、数学及び英語について、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主眼として、府教育委員会が作成する。なお、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。
また、数学及び英語の学力検査については、「標準的問題」で実施する。
- 3 作文については、日本語以外の使用を認める。このとき使用する言語については、原則としてあらかじめ申請するものとする。
- 4 各教科の学力検査においては、ルビをつけた学力検査問題を配布する。(ルビは小学校学習指導要領学年別漢字配当表で示されている漢字以外の漢字の読みとする。)また、作文の題意の理解を支援するため、キーワードとなる語について、外国語を併記したものを配付する。さらに、受験者が希望する英語以外の外国語の辞書の持ち込みを2冊まで可能とする。(例：日中辞典と中日辞典)
- 5 学力検査の時間は、作文40分、数学・英語とも50分、リスニングテストは別に20分とする。

Ⅲ 入学者の選抜

- 1 選抜の資料は、学力検査の成績及び作文の評価とする。
- 2 合格者の決定に当たっては、学力検査の成績及び作文の評価を組み合わせる総合判定する。

Ⅳ 合格者の発表 全日制の課程専門学科と同じ。

第6 知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜

自立支援選抜に志願することのできる者は、「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1に該当する者のうち、次のいずれにも該当する者とする。

- ①令和2年3月に大阪府内の中学校を卒業する見込みの者
- ②療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がいを有すると判定を受けた者
- ③自主的な通学が可能である者

I 出 願

- 1 出願は、1校に限る。出願期日及び出願時間は、全日制の課程総合学科と同じ。
- 2 志願者は、下記の書類等を志願先高等学校長に提出する。(郵送は認めない。)
 - (1) 入学志願書 (2) 自己申告書(原則として、志願者の自筆とするが、志願者が保護者等と相談のうえ、他の者が記入してもよい。)
 - (3) 療育手帳の写し又は知的障がいを有するという判定の写し
 - (4) 入学検定料は、全日制の課程専門学科と同じ。
 - (5) 「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(2)に該当する者は、入学志願特別事情申告書(様式6)又は志願先高等学校を所管する教育委員会が交付した承認書及びその関係書類

Ⅱ 学力検査等

- 1 面接の実施日については、次のとおりとする。

実 施 日		高 等 学 校 名
2月19日	水	西成、松原、市立桜宮
2月20日	木	阿武野、園芸、柴島、枚方なぎさ、堺東、貝塚
2月21日	金	八尾翠翔、市立東淀工業
2月25日	火	—————

- 2 面接は、自己申告書に基づいて、個人面接で行う。
- 3 面接は、保護者の同伴を原則とする。

Ⅲ 入学者の選抜 選抜の資料は、調査書、推薦書及び面接とする。

Ⅳ 合格者の発表 全日制の課程専門学科と同じ。

第8 一般入学者選抜

I 全日制の課程普通科（単位制高等学校を除く。）、全日制の課程専門学科（商業に関する学科、グローバルビジネス科、農業に関する学科、工業に関する学科（建築デザイン科、インテリアデザイン科、プロダクトデザイン科、映像デザイン科、ビジュアルデザイン科及びデザインシステム科を除く。）、教育情報科、英語科、国際教養科、国際文化科、グローバル科、英語探求科、理数科、総合科学科、サイエンス創造科、文理学科、福祉ボランティア科及び食物文化科）及び全日制の課程総合学科（エンパワメントスクール及びクリエイティブスクールを除く。）

1 出 願

(1) 出願は、1校1学科等に限る。

ただし、募集人員を複数の学科等ごとに設定している学校においては、他の1学科等を第2志望とすることができる。

(2) 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

3月4日	水	午前9時～午後4時
3月5日	木	
3月6日	金	午前9時～午後2時

(3) 志願者は、下記の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

ア 入学志願書 イ 自己申告書（原則として、志願者の自筆とする。鉛筆書き可。）

ウ 入学検定料は、全日制の課程専門学科と同じ。

エ（英語資格（外部検定）を活用する志願者のみ）

スコア等を証明する証明書の写し（中学校長が原本と相違ないことを証明したもの）

オ（海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いを希望する志願者のみ）

海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いに係る申請書の写し及び承認書

カ（過年度卒業者のみ）

本人及び保護者（両親のある場合は両親とも）の住民票の写し又はこれに代わる証明書

キ 「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(2)に該当する者

入学志願特別事情申告書（様式121）

ク 「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の1(3)に該当する者

教育委員会の承認書及びその関係書類

2 学力検査

(1) 学力検査：3月11日（水）午前9時

(2) 学力検査の問題は、国語、社会、数学、理科、英語の5教科。国語50分、理科・社会は40分、数学は50分（発展的問題の場合60分）、英語は40分と別にリスニング15分（発展的問題の場合30分と別にリスニング25分）、各90点（450点満点）。

なお、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。

また、国語、数学及び英語の学力検査については、「基礎的問題」、「標準的問題」及び「発展的問題」の3種類の問題を作成する。ただし、リスニングテストは「基礎的問題」及び「標準的問題」を同一問題とし、「発展的問題」は別の問題とする。

3 入学者の選抜

(1) 選抜に当たっては、学力検査の成績に、調査書中の必修の全教科の評定を加えた総合点を基本に自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

なお、総合点の算出に当たっては、次のように行う。

- ア 学力検査の各教科の成績を合計する。(450点満点)
- イ 調査書中の各教科の評定について、第3学年の評定を6倍、第1、2学年の評定を2倍する。(450点満点)
- ウ ア及びイで算出した点数に、次のIからVの5つのタイプ(大阪市立の高等学校は、IからIXの9つのタイプ)で示された倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を所管する教育委員会が決定した倍率をそれぞれかけて合計する。

学力検査の成績及び調査書の評定にかける倍率のタイプ	学力検査の成績にかける倍率	調査書の評定にかける倍率
I	1.4倍	0.6倍
II	1.2倍	0.8倍
III	1.0倍	1.0倍
IV	0.8倍	1.2倍
V	0.6倍	1.4倍
VI	1.8倍	0.2倍
VII	1.6倍	0.4倍
VIII	0.4倍	1.6倍
IX	0.2倍	1.8倍

- (2) 合格者の決定に当たっては、次のように行う。
 - ア 総合点の高い者から、募集人員の110%に当たる者までを(I)群とする。
 - イ (I)群において、総合点の高い者から募集人員の90%に当たる者までを合格とし、残りの者を(II)群(ボーダーゾーン)とする。
 - ウ ボーダーゾーンの中から、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として、その高等学校のアドミッションポリシー(求める生徒像)に極めて合致する者を、優先的に合格とする。
 - エ ウによる合格者が募集人員を満たさない場合は、総合点の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。
- (3) 複数の学科等を設置している高等学校における各学科等の合格者の決定は、次のように行う。
 - ア すべての受験者を、第1志望の学科等に関係なく総合点の高い者から順に並べる。
 - イ 総合点の高い者から順に、第1志望の学科等に振り分ける。
 - ウ イにおいて各学科等の募集人員の110%に当たる人数に先に達した学科等について、(2)の手順により合格者を決定する。
 - エ すでに合格となった者及びウにおいて選抜を行った学科等のみを志望している者を除き、ア、イ、ウの手順を繰り返し、各学科等の合格者を決定する。
ただし、イにおいて、第1志望の学科等にすでに不合格となり、他の学科等を第2志望としていた者については、第2志望の学科等を第1志望として扱う。

4 合格者の発表

合格者の発表は、3月19日(木)午前10時に各高等学校において行う。

II 全日制の課程普通科単位制高等学校及び全日制の課程総合学科(クリエイティブスクール)

1 選抜の種類等

- (1) 「学力検査と調査書による選抜」と「学力検査と面接による選抜」(調査書を要しない選抜)の2種類の選抜方法を設ける。
- (2) 令和2年3月に中学校を卒業する見込みの者についての選抜方法は、「学力検査と調査書による選抜」とする。また、過年度卒業者についての選抜方法は、「学力検査と調査書による選抜」又は「学

力検査と面接による選抜」のうちいずれか一方とし、志願者は出願時に選抜方法を申告するものとする。

(3) 合格者の決定に当たっては、次のように行う。

ア 募集人員を、それぞれの選抜の受験者数の比に配分し、「学力検査と面接による選抜」の合格予定者数を決定する。

イ 「学力検査と面接による選抜」における合格者を、アの合格予定者数を上限として決定する。

ウ 「学力検査と調査書による選抜」の合格予定者数は、募集人員から、「学力検査と面接による選抜」の合格者数を除いたものとする。

エ 「学力検査と調査書による選抜」における合格者を、ウの合格予定者数を満たすよう決定する。

2 学力検査と調査書による選抜

(1) 出 願

ア 出願は、1校に限る。出願期日及び出願時間は、全日制の課程普通科と同じ。

イ 志願者は、下記の書類等を志願先高等学校長に提出する。(郵送は認めない。)

(ア) 入学志願書

(イ) 自己申告書(原則として、志願者の自筆とする。鉛筆書き可。)

(ウ) 入学検定料は、全日制の課程普通科の府立学校用と同じ。

(エ) (英語資格(外部検定)を活用する志願者のみ)

スコア等を証明する証明書の写し(中学校長が原本と相違ないことを証明したもの)

(2) 学力検査、入学者の選抜、合格者の決定にあたっては、全日制の課程普通科と同じ。

3 学力検査と面接による選抜 → 紙面の都合で省きます(中学校に問い合わせてください)

4 合格者の発表

合格者の発表は、全日制の課程普通科と同じ。

Ⅲ 定時制の課程

1 選抜の種類等

(1) 「学力検査と調査書による選抜」と「学力検査と面接による選抜」と「小論文と面接による選抜」の3種類の選抜方法を設ける。

(2) 平成11年4月2日以降に生まれた者についての選抜方法は、「学力検査と調査書による選抜」とする。また、平成11年4月1日までに生まれた者についての選抜方法は、「学力検査と面接による選抜」とし、志願者が希望する場合、学力検査を小論文に代えた「小論文と面接による選抜」とすることができる。志願者は出願時に選抜方法を申告するものとする。

(3) 合格者の決定に当たっては、次のように行う。

ア すべての学科の募集人員を合計した人数を、「学力検査と調査書による選抜」のすべての学科の受験者数の合計と「学力検査と面接による選抜」のすべての学科の受験者数の合計と「小論文と面接による選抜」のすべての学科の受験者数の合計の比に配分し、「学力検査と面接による選抜」と「小論文と面接による選抜」の合格予定者数を決定する。

イ アで決定した「学力検査と面接による選抜」と「小論文と面接による選抜」の合格予定者数を、それぞれの選抜における各学科の第1志望の受験者数の比に配分し、「学力検査と面接による選抜」と「小論文と面接による選抜」における各学科の合格予定者数を決定する。

ウ 各学科の「学力検査と面接による選抜」と「小論文と面接による選抜」における合格者を、イで決定した合格予定者数を満たすよう決定する。

エ 各学科の「学力検査と調査書による選抜」の合格予定者数は、各学科の募集人員から、各学科の「学力検査と面接による選抜」と「小論文と面接による選抜」の合格者数を除いたものとする。

オ 各学科の「学力検査と調査書による選抜」における合格者を、エで決定した合格予定者数を満たすよう決定する。

2 学力検査と調査書による選抜

(1) 出 願

ア 出願は、1校1学科に限る。

ただし、募集人員を複数の学科ごとに設定している学校においては、他の1学科を第2志望とすることができる。

イ 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

3月4日	水	午後3時～午後7時
3月5日	木	
3月6日	金	午後3時～午後5時

ウ 志願者は、下記の書類等を志願先高等学校長に提出する。(郵送は認めない。)

(ア) 入学志願書 (イ) 自己申告書(原則として、志願者の自筆とする。鉛筆書き可。)

(ウ) 入学検定料は、特別選抜の多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部(クリエイティブスクール)並びに昼夜間単位制と同じ。

(エ) (英語資格(外部検定)を活用する志願者のみ)

スコア等を証明する証明書の写し(中学校長が原本と相違ないことを証明したもの)

(オ) (他府県在住で、勤務先が府内にある者のみ)

事業主の勤務証明書(勤務見込みの場合を含む。)

(カ) 「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の2(3)に該当する者は、入学志願特別事情申告書(様式121)

(2) 学力検査

ア 学力検査：3月11日(水)午前9時

イ 学力検査の問題は、国語、数学及び英語について、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主眼として、府教育委員会が作成する。なお、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。

また、国語、数学及び英語については、「基礎的問題」、「標準的問題」及び「発展的問題」の3種類の問題を作成する。ただし、リスニングテストについては、「基礎的問題」及び「標準的問題」を同一問題とし、「発展的問題」は別の問題とする。

ウ 学力検査の実施時間割及び配点は、次のとおりとする。

国語、数学が50分、英語が40分(別にリスニングテスト15分)、各90点(270点満点)。

(3) 入学者の選抜

ア 選抜に当たっては、学力検査の成績に、調査書中の必修の全教科の評定を加えた総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録の記載内容をも資料として選抜を行う。

なお、総合点の算出に当たっては、次のように行う。

(ア) 学力検査の各教科の成績を合計する。(270点満点)

(イ) 調査書中の各教科の評定を合計する。その際、第3学年の評定を3.6倍、第1、2学年の評定を1.2倍する。(270点満点)

(ウ) (ア)及び(イ)で算出した点数に、次のⅠからⅤの5つのタイプ(大阪市立の高等学校は、ⅠからⅨの9つのタイプ)で示された倍率の中からあらかじめ各高等学校長が選択し、高等学校を所管する教育委員会が決定した倍率をそれぞれかけて合計する。倍率は、全日制の課程普通科と同じ。

イ 合格者の決定に当たっては、次のように行う。

(ア) 総合点の高い者から、「1」の(3)エにより定めた合格予定者数の110%に当たる者までを(Ⅰ)群とする。

(イ) (Ⅰ)群において、総合点の高い者から「1」の(3)エにより定めた合格予定者数の90%に当たる者までを合格とし、残りの者を(Ⅱ)群(ボーダーゾーン)とする。

- (ウ) ボーダーゾーンの中から、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として、その高等学校のアドミッションポリシー（求める生徒像）に極めて合致する者を、優先的に合格とする。
- (エ) (ウ)による合格者が、「1」の(3)エにより定めた合格予定者数を満たさない場合は、総合点の高い者から順に「1」の(3)エにより定めた合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。

ウ 複数の学科を設置している高等学校における各学科の合格者の決定は、次のように行う。

- (ア) すべての受験者を、第1志望の学科に関係なく総合点の高い者から順に並べる。
- (イ) 総合点の高い者から順に、第1志望の学科に振り分ける。
- (ウ) (イ)において各学科の「1」の(3)エにより定めた合格予定者数の110%に当たる人数に先に達した学科について、イの手順により合格者を決定する。
- (エ) すでに合格となった者及び(ウ)において選抜を行った学科のみを志望している者を除いたすべての受験者を、総合点の高い者から順に並べる。
- (オ) (ウ)において合格者を決定しなかった学科について、ウの手順により「1」の(3)エにより定めた合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。

3 学力検査と面接による選抜 → 紙面の都合で省きます（中学校に問い合わせてください）

4 小論文と面接による選抜 → 紙面の都合で省きます（中学校に問い合わせてください）

5 合格者の発表

合格者の発表は、3月19日（木）午後2時に各高等学校において行う。

IV 通信制の課程

1 選抜の種類等

- (1) 「面接と調査書による選抜」と「面接による選抜」の2種類の選抜方法を設ける。
- (2) 平成11年4月2日以降に生まれた者についての選抜方法は、「面接と調査書による選抜」とする。
また、平成11年4月1日までに生まれた者についての選抜方法は、「面接による選抜」とする。

2 面接と調査書による選抜

(1) 出 願

ア 出願は、1つの部に限る。

ただし、昼間部と日・夜間部の2部間で他の1部を第2志望とすることができる。

イ 出願期日及び出願時間は、次のとおりとする。

3月1日	日	午後2時～午後5時
3月3日	火	午後2時～午後7時
3月4日	水	午後2時～午後5時

ウ 志願者は、下記の書類等を志願先高等学校長に提出する。（原則として郵送は認めない。）

- (ア) 入学志願書 (イ) 自己申告書（原則として、志願者の自筆とする。鉛筆書き可。）
- (ウ) 合格者の発表通知用封筒（当該高等学校に備えつけられている所定の封筒に、540円分の郵便切手を貼付したもの。）

(エ) 入学検定料

府立学校用の納付書（府立通信制用）により、その裏面に指定された金融機関窓口で入学検定料800円をあらかじめ納入し、領収印が押印された入学検定料納付証明書（入学志願書貼付用）を入学志願書の裏面の「1 大阪府立の高等学校に出願する場合」の貼付欄にはりつけて提出する。

(オ) (過年度卒業者のみ)

本人の住民票の写し又はこれに代わる証明書

(カ) (他府県在住で、勤務先が府内にある者のみ)

事業主の勤務証明書（勤務見込みの場合を含む。）

(キ) 「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の2(3)に該当する者

入学志願特別事情申告書（様式121）

(2) 学力検査等

学力検査は実施せず、面接を行う。

ア 面接は、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録に基づき、志願者全員について、高等学校長が当該高等学校において、個人面接で行う。

イ 面接の日時については、3月8日(日)、9日(月)、10日(火)の中から、志願者が出願時に選択する。

(3) 入学者の選抜

ア 第2志望者がある部にあつては、まず第1志望者について選抜を行い、その合格者数が募集人員に満たないときは、第2志望者の中から合格者を補う。

3 面接による選抜 → 紙面の都合で省きます（中学校に問い合わせてください）

4 合格者の発表

合格者の発表は、3月19日（木）午後2時に当該高等学校において行うとともに、3月19日（木）以降本人に通知する。

第9 二次入学者選抜

I 全日制の課程、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制

二次選抜において、全日制の課程並びに多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制に志願することのできる者は、二次選抜の出願時に国公私立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうちいずれの入学者選抜にも合格していない者（出願していない者を含む。）又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者とする。

また、中等教育学校前期課程を修了見込みの者であつて後期課程に進級しないことが確定している者及び併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であつて併設高等学校に進学しないことが確定している者のうち、先述のいずれの入学者選抜にも合格していない者も、同様とする。

1 出 願

出願は、1校1学科等に限る。ただし、募集人員を複数の学科等ごとに設定している学校において、複数の学科等で二次選抜を実施する学校にあつては、他の学科等を第2志望とすることができる。出願期日及び出願時間は、3/24(火)午前9時～正午とする。

2 出願書類

志願者は、下記の書類等を志願先高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

(1) 入学志願書 (2) 自己申告書（原則として、志願者の自筆とする。鉛筆書き可。）

(3) 入学検定料は、全日制の課程が2,200円、多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部（クリエイティブスクール）並びに昼夜間単位制が950円で、出願時に当該高等学校に現金で納入する。

※「過年度卒業者」、「『「第1 全般的な事項」の『Ⅲ 応募資格』の1(2)及び1(3)に該当する者』については、「第8一般入学者選抜」「全日制の課程普通科・・・」「1出願」(3)カ・キ・クを参照のこと。

II 多定時制の課程及び通信制の課程

1 出 願

(1) 出願は、1校に限る。ただし、定時制の課程において、募集人員を複数の学科ごとに設定している学校で、複数の学科で二次選抜を実施する学校にあつては、他の学科を第2志望とすることができる。また、通信制の課程において、昼間部及び日・夜間部のそれぞれの部において二次選抜を実施する場合には、他の部を第2志望とすることができる。

出願期日及び出願時間は、3/24(火)午前9時～正午とする。

2 出願書類

志願者は、下記の書類等を志願先高等学校長に提出する。(郵送は認めない。)

- (1) 入学志願書 (2) 自己申告書(原則として、志願者の自筆とする。鉛筆書き可。)
- (3) 入学検定料は、定時制の課程が950円、通信制が800円で、出願時に当該高等学校に現金で納入する。
- (4) (過年度卒業者のみ)
本人の住民票の写し又はこれに代わる証明書
- (5) (他府県在住で、勤務先が府内にある者のみ)
事業主の勤務証明書(勤務見込みの場合を含む。)
- (6) 「第1 全般的な事項」の「Ⅲ 応募資格」の2(3)に該当する者
入学志願特別事情申告書(様式121)

Ⅲ 学力検査等

学力検査は実施せず、面接を実施する。

- 1 面接は、志願者全員について、出願時に各高等学校長が当該高等学校において行う。
- 2 面接は、自己申告書に基づいて、個人面接で行う。

Ⅳ 入学者の選抜

- 1 合格者の決定に当たっては、調査書中の記載事項及び面接の評価を組み合わせる総合判定する。
- 2 複数の学科等を設置している高等学校における各学科等の合格者の決定は、次のように行う。
 - (1) すべての受験者を、第1志望の学科等に関係なく総合判定の結果の高い者から順に並べる。
 - (2) 総合判定の結果の高い者から順に、第1志望の学科等に振り分ける。
 - (3) (2)において各学科等の募集人員に当たる人数に先に達した学科等について、総合判定の結果の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。
 - (4) すでに合格となった者及び(3)において選抜を行った学科等のみを志望している者を除き、(1)、(2)、(3)の手順を繰り返し、各学科等の合格者を決定する。
ただし、(2)において、第1志望の学科等にすでに不合格となり、他の学科等を第2志望としていた者については、第2志望の学科等を第1志望として扱う。
- 3 通信制の課程においては、第2志望者がある部にあつては、まず第1志望者について選抜を行い、その合格者数が募集人員に満たないときは、第2志望者の中から合格者を補う。

Ⅴ 合格者の発表

合格者の発表は、下記のとおり各高等学校において行う。

全日制の課程	3月26日(木) 午前10時
多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部(クリエイティブスクール)	3月26日(木) 午前10時
昼夜間単位制	3月26日(木) 午前10時
定時制の課程	3月26日(木) 午後2時
通信制の課程	3月26日(木) 午後2時

第10 秋季入学者選抜

Ⅰ 多部制単位制Ⅰ部及びⅡ部(クリエイティブスクール)

(1) 出願

ア 出願は、一つの部に限る。ただし、Ⅰ部とⅡ部の2部間で他の1部を第2志望とすることができ
る。出願期日及び出願時間は、令和2年9月9日(水)午前9時～午後4時とする。

イ 志願者は、下記の書類等を志願先高等学校長に提出する。(郵送は認めない。)

- (7) 入学志願書 (イ) 自己申告書(原則として、志願者の自筆とする。鉛筆書き可。)
- (8) 入学検定料は、出願時に当該高等学校において入学検定料950円を現金で納入する。
- (9) 本人及び保護者(両親のある場合は両親とも)の住民票の写し又はこれに代わる証明書
- (10) 「第1 全般的な事項」の「□ 応募資格」の1(2)に該当する者

入学志願特別事情申告書(様式121)

- (カ)「第1 全般的な事項」の「IV 応募資格」の1(3)に該当する者
教育委員会の承認書及びその関係書類

(2) 学力検査等

学力検査は実施せず、小論文及び面接を行う。

- ア 小論文及び面接は、令和2年9月14日(月)午前9時から行う。
イ 面接は、自己申告書に基づいて、個人面接で行う。
ウ 小論文は30分間とする。

(3) 入学者の選抜

- ア 合格者の決定に当たっては、小論文及び面接の評価を組み合わせ、総合判定し、各部の募集人員を満たすよう合格者を決定する。
(ア) すべての受験者を、第1志望の部に関係なく総合判定の結果の高い者から順に並べる。
(イ) 総合判定の結果の高い者から順に、第1志望の部に振り分ける。
(ウ) (イ)において、各部の募集人員に当たる人数に先に達した部について、総合判定の結果の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。
(エ) すでに合格となった者及び(ウ)において選抜を行った部のみを志望している者を除いたすべての受験者を、総合判定の結果の高い者から順に並べる。
(オ) (ウ)で合格者を決定しなかった部について、総合判定の結果の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。

(4) 合格者の発表

合格者の発表は、令和2年9月18日(金)午前10時に当該高等学校において行う。

II 定時制の課程

(1) 出願

- ア 出願期日及び出願時間は、令和2年9月9日(水)午後2時～午後7時とする。
イ 志願者は、下記の書類等を志願先高等学校長に提出する。(郵送は認めない。)
(ア) 入学志願書 (イ) 自己申告書(原則として、志願者の自筆とする。鉛筆書き可。)
(ウ) 入学検定料は、出願時に当該高等学校において入学検定料950円を現金で納入する。
(エ) 本人の住民票の写し又はこれに代わる証明書
(オ) (他府県在住で、勤務先が府内にある者のみ)
事業主の勤務証明書(勤務見込みの場合を含む)。
(カ)「第1 全般的な事項」の「III 応募資格」の2(3)に該当する者
入学志願特別事情申告書(様式121)

(2) 学力検査等

学力検査は実施せず、小論文及び面接を行う。

- ア 小論文及び面接は、令和2年9月14日(月)午前9時から行う。
イ 面接は、自己申告書に基づいて、個人面接で行う。
ウ 小論文は30分間とする。

(3) 入学者の選抜

合格者の決定に当たっては、小論文及び面接の評価を組み合わせ、総合判定し、募集人員を満たすよう合格者を決定する。

(4) 合格者の発表

合格者の発表は、令和2年9月18日(金)午後2時に当該高等学校において行う。

第 1 1 大阪府立知的障がい高等支援学校職業学科入学者選抜

1 知的障がい高等支援学校職業学科(本校)入学者選抜

<実施する学校> 大阪府立たまがわ高等支援学校 大阪府立すながわ高等支援学校
 大阪府立とりかい高等支援学校 大阪府立むらの高等支援学校
 大阪府立なにわ高等支援学校

I 応募資格 本入学者選抜に志願することのできる者は、

- ① 令和2年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校等」という。)を卒業又は修了(以下「卒業」という。)する見込みの者
- ② 療育手帳を所持している者又は児童相談所等の公的機関により知的障がい有すると判定を受けた者
- ③ 自主的な通学が可能である者

のいずれにも該当し、次の(1)又は(2)に該当する者とする。

(1) 本人及び保護者(本人に対して親権を行う者であって、原則として父母、父母のいずれかがない場合は父又は母、親権を行う者がいない場合は後見人。以下同じ。)の住所が大阪府内にある者

(注)住所とは、住民登録をされている居所である。以下同じ。

(2) 前項(1)以外の者のうち、入学志願者の審査等の定めにより、入学志願特別事情申告書又は大阪府教育委員会の承認書を提出する者

II 通学区域 通学区域は府内全域とする。

III 出願、検査等、入学者の選抜等

1 出願

(1) 出願手続は、志願先知的障がい高等支援学校において行う。

(2) 出願期間及び出願時間は、2月14日(金)・17日(月) 午前9時～午後4時

(3) 志願者は、下記の書類等を志願先知的障がい高等支援学校の校長に提出する。(郵送は認めない。)

入学志願書、自己申告書(自己申告書は、原則として志願者の自筆とするが、志願者が保護者と相談のうえ、他の者が記載してもよい。)、療育手帳の写し又は知的障がい有するという判定の写し

(4) 「I 応募資格」の(2)に該当する者は、入学志願特別事情申告書(様式K121)又は府教育委員会が交付した承認書及びその関係書類

2 検査等

入学のための検査等として、面接及び適性検査を行う。

(1) 面接は2月20日(木)に行い、適性検査は2月21日(金)に行う。

(2) 検査等は、志願者全員について、当該知的障がい高等支援学校において行う。

(3) 検査等の時間については、別途定める。

(4) 面接は、自己申告書に基づいて行う。なお、面接は保護者の同伴を原則とする。

(5) 適性検査は、読み、書き、指示理解、作業等の基礎的な分野とする。

3 入学者の選抜

選抜の資料は、調査書、推薦書、面接及び適性検査とする。合格者の決定に当たっては、適性検査及び面接の結果、並びに調査書及び推薦書の記載事項をもとに総合判定する。

4 合格者の発表

合格者の発表は、3月2日(月)午後2時に各高等支援学校において行う。

(注)知的障がい高等支援学校と他の大阪府立支援学校と相違する点

ア 職業に関する専門学科を設置する学校であること。

イ 選抜により入学者を決定すること。

ウ 2学期制であり、早期から職場実習等を実施すること。

エ 通学バスの運行がないこと。

オ 学校給食がないこと。

2 大阪府立高等学校に設置する共生推進教室入学者選抜

1. 応募資格 知的障がい高等支援学校(本校)入学者選抜と同じ
2. 通学区域 府内全域 金剛、枚岡樟風 各高等学校 (本校)府立たまがわ高等支援学校
北摂つばさ、千里青雲 各高等学校 (本校)府立とりかい高等支援学校
信太、久米田 各高等学校 (本校)府立すながわ高等支援学校
緑風冠、芦間 各高等学校 (本校)府立むらの高等支援学校
東住吉、今宮 各高等学校 (本校)府立なにわ高等支援学校
3. 出願、面接、入学者の選抜等
 - I 出願(1) 出願は、1つの共生推進教室に限る。
(2) 出願手続は、共生推進教室を設置する府立高等学校(以下、「設置校」という。)において行う。
(3) 出願期間及び出願時間 2月14日(金)、17日(月) 午前9時～午後4時
(4) 志願者は、出願手続の際、下記の書類等を設置校に提出する。(郵送は認めない。) 入学志願書、自己申告書(自己申告書は、原則として志願者の自筆とするが、志願者が保護者と相談のうえ、他の者が記載可。)、療育手帳の写し又は知的障がいを有するという判定の写し
(5) 「I 応募資格」の(2)に該当する者は、入学志願特別事情申告書(様式K122)又は府教育委員会が交付した承認書及びその関係書類
 - II 面接(1) 面接の実施日:2月20日(木) ※緑風冠高等学校は21(金)実施。
(2) 面接は、自己申告書に基づき、個人面接で行う。なお、面接は保護者の同伴を原則とする。
(3) 面接は、志願者全員について設置校において行う。
(4) 面接の時間については、出願時に示す。
 - III 入学者の選抜 選抜の資料は、調査書、推薦書及び面接とする。合格者の決定に当たっては、調査書及び推薦書中の記載事項並びに面接の内容をもとに総合判定する。
 - IV 合格者の発表 合格者の発表は、3月2日(月)午後2時に各設置校において行う。

第12 大阪府立支援学校高等部入学者決定に関して(府立知的障がい高等支援職業学科をのぞく)

1 応募資格

支援学校高等部に入学を志願することのできる者は、本人及び保護者(本人に対して親権を行う者であって原則として父母、父母のいずれかがない場合は父又は母、親権を行う者がいない場合は後見人。以下同じ。)の住所が大阪府内(以下「府内」という。)にある者で、

- ① 中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校等」という。)を卒業又は修了(以下「卒業」という。)した者、又は令和2年3月に卒業する見込みの者
 - ② 学校教育法施行規則第95条の各号に該当する者
- のいずれかであって、かつ次の(1)～(4)のいずれかに該当する者とする。
- (1) 知的障がい教育を行う支援学校高等部に入学を志願することのできる者は、
 - ア 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度の者
 - イ 知的発達の遅滞の程度が前に掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難な者
 - (2) 肢体不自由教育を行う支援学校高等部(中津支援学校を除く)に入学を志願することのできる者は、
 - ア 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能、又は困難な程度の者
 - イ 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度の者
 - (3) 肢体不自由教育を行う支援学校高等部訪問教育(以下、「訪問教育」という。)に入学を志願することのできる者は、

- ア イに該当し、重度の障がいをおよぼすなど、障がいのため通学が困難であり、訪問教育を必要とされる者
- イ 実施要項に定める出願手続に示す書類の他、主治医の意見書を提出する者
- (4) 中津支援学校高等部に入学を志願することのできる者は、大阪整肢学院に入院している者
- (5) 刀根山支援学校高等部に入学を志願することのできる者は、独立行政法人国立病院機構刀根山医療センターに入院している者

2 出 願 手 続

- (1) 出願期間は、1月24日(金)から1月31日(金)(土、日を除く)午前10時～午後4時
- (2) 志願者は、入学志願書を志願先の学校長に提出する。

*教育相談に関して(入学を希望される場合は、12月までに担任まで連絡をお願いします。)

入学を希望する幼児・生徒およびその保護者等(以下「生徒等」と言う。)に対し、各学校はあらかじめ教育相談を行う。また、相談に当たっては以下の目的のために行う。

- ・生徒等が、志願する学校で学ぶ意義を理解し、目的をもって、志願するよう適正に相談を実施する。
- ・職業教育を行う学科へ志願する生徒に対する教育相談に当たっては、その学科について十分理解させる。
- ・学校の概要、教育課程、指導内容、特徴及び指導方針等について、わかりやすく説明する。
- ・定められた通学区域以外からの志願はできないので十分説明する。
- ・生徒等の希望や疑問を十分に受け止める姿勢をもって対応する。

3 検 査

- (1) 期 日 3月16日(月)
- (2) 場 所 志願先の支援学校
- (3) 内 容 原則として、面接及び障がいの状況に応じた必要な検査
- 4 入 学 者 の 決 定 志願者が提出した書類の内容と決定のための検査の結果とを総合して判定する。
- 5 入 学 予 定 者 の 発 表 入学予定者の発表は、3月18日(水)に行う。
- *志願者は公立高等学校特別選抜及び一般選抜等と併願が可能。
(大阪府立知的障がい高等支援学校本校及び共生推進教室選抜を含む。)

(3) 大阪府公立高校入学者選抜の配点等(昨年度のもの)

選抜	課程・学科等	学力検査					計	調査書								検査技	面接	作文	小論文	自己申告書	推薦書	総合点				
		国語	社会	数学	理科	英語		国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	技家								英語			
特別入学者選抜	工業に関する学科(建築デザイン科、インテリアデザイン科、プロダクトデザイン科、映像デザイン科、ビジュアルデザイン科、デザインシステム科)、美術科、演劇科、音楽科、総合造形科	45	45	45	45	45	225	各教科の評定は25点満点(3学年の評定×3+2学年の評定×1+1学年の評定×1)								225	150				○	○		600	*1	
	グローバル探究科、芸能文化科	45	45	45	45	45	225	各教科の評定は25点満点(3学年の評定×3+2学年の評定×1+1学年の評定×1)								225	100				○	○		550	*1	
	体育に関する学科	45	45	45	45	45	225	各教科の評定は25点満点(3学年の評定×3+2学年の評定×1+1学年の評定×1)								225	225				○	○		675	*1	
	全日制の課程 総合学科(エンパワメントスクール)	45	45	45	45	45	225	各教科の評定は25点満点(3学年の評定×3+2学年の評定×1+1学年の評定×1)								225		★	○		★	○	△	△	450	*2
	多部制単位制 I部及びII部(クリエイティブスクール)	45	45	45	45	45	225	各教科の評定は25点満点(3学年の評定×3+2学年の評定×1+1学年の評定×1)								225		★	○		★	○	△	△	450	*2
	昼夜間単位制	45	45	45	45	45	225	各教科の評定は25点満点(3学年の評定×3+2学年の評定×1+1学年の評定×1)								225		○			○	△		225		
大阪府立豊中高等学校能勢分校に係る入学者選抜	学力検査及び面接(過年度卒)	45	45	45	45	45	225	各教科の評定は25点満点(3学年の評定×3+2学年の評定×1+1学年の評定×1)								225		18			9	9	△	△	1050	
	本人及び保護者の住所が能勢町又は豊能町にある者	45	45	45	45	45	225	各教科の評定は25点満点(3学年の評定×3+2学年の評定×1+1学年の評定×1)								225		18			9	9	△	△	750	
海外から帰国した生徒の入学者選抜				45		45	90														△		90			
日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜				45		45	90														○		90			
知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜								※													○		△	○	○	
一般入学者選抜	全日制の課程 普通科(単位制を除く。)専門学科(商業に関する学科、グローバルビジネス科、農業に関する学科、工業に関する学科(特別入学者選抜実施学科を除く。))、教育情報科、英語科、国際教養科、国際文化科、グローバル科、英語探究科、理数科、総合科学科、サイエンス創造科、文理学科、福祉ボランティア科、食物文化科)総合学科(エンパワメントスクール及びクリエイティブスクールを除く。)	90	90	90	90	90	450	各教科の評定は50点満点(3学年の評定×6+2学年の評定×2)								450					○	○		900	*2	
	全日制の課程 普通科単位制	90	90	90	90	90	450	各教科の評定は50点満点(3学年の評定×6+2学年の評定×2)								450					○	○		900	*2	
	全日制の課程 総合学科(クリエイティブスクール)	90	90	90	90	90	450	各教科の評定は50点満点(3学年の評定×6+2学年の評定×2)								450					○	△		450		
	学力検査及び面接(過年度卒)	90	90	90	90	90	450									450					○	△		450		
	定時制の課程	90		90		90	270	各教科の評定は30点満点(3学年の評定×3.6+2学年の評定×1.2+1学年の評定×1.2)								270					○	○		540	*2	
	学力検査及び面接(満21歳以上)	90		90		90	270									270					○	△		270		
小論文及び面接(満21歳以上)																				○	○	△				
通信制の課程							各教科の評定は25点満点(3学年の評定×3+2学年の評定×1+1学年の評定×1)								225					△	△		225			
面接(満21歳以上)																				○	△					
二次入学者選抜							○													○		△	△			
知的障がい生徒自立支援コース補充入学者選抜							※													○		△	○	○		
秋季選抜	多部制単位制I部及びII部(クリエイティブスクール)並びに定時制の課程																				○	○	△			

*1 学力検査の成績の合計と調査書の評定の合計に、各高校が選択し教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計し実技検査の点数を加え総合点とします。

*2 学力検査の成績の合計と調査書の評定の合計に、各高校が選択し教育委員会が決定した倍率をそれぞれ乗じて合計し総合点とします。

・調査書の教科名において、「保健」は保健体育、「技家」は技術・家庭を表す。

・○印については、選抜の資料とするが、配点は定めない。

・★印については、面接、自己申告書、調査書(活動/行動の記録)の評価の比率を、2:1:1とする。